

営業社員のための『不動産税務通信』R6.7月号

原契約の内容を変更した覚書にも印紙は必要ですか？

「重要な事項」に該当すれば印紙は必要です。



「重要な事項」とは？…印紙税法基本通達において列挙された事項

例 目的物の内容、引渡方法又は引渡期日 等

→<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/tebiki/pdf/06.pdf>
(リンク先のうち不動産売買契約書は「第1号の1・2文書」)

要否の例

1 金額変更はありますか？



NO ・ **YES** → 増額分に応じた印紙が必要

減額
なら
印紙200円
(記載金額なし相当)

当初契約
3,000万円
↓
印紙1万円

変更覚書
3,080万円
増 80万円
↓
印紙500円

※変更後の金額だけを記載すると、その金額に応じた印紙が必要。
「変更前後の金額」または「差額」を明確に記載しましょう。

2 重要な事項に該当しますか？

NO ・ **YES** → 200円の印紙が必要

印紙不要



不動産取引の変更契約書や覚書に必要な印紙は、金額変更があれば増額分に応じ、減額であれば200円必要です。他にも金額以外の「重要事項」の変更は200円になります。重要事項の変更がない場合のみ、不要となります。重要事項にあたるかどうかで迷ったら是非東京シティ税理士事務所までご相談ください。

税理士紹介ページ

弊所に所属する
税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所 (新宿三井ビル33階)

横浜相談所 (横浜スカイビル20階)

東京日本橋相談所 (ビジネスエアポート日本橋内)

TEL : 03-3344-3301
Mail : ask@tokyocity.co.jp
ご利用時間09:30~17:30